

平成28年度 事務事業評価シート

事務事業名		都市計画審議会運営					所管	都市づくり部 都市計画課
事務事業の概要	行政計画	事業NO.	—	計画事業名	(行政計画外事業)			事業の開始・終了年度
	長期総合計画体系	[基本目標]						
		[小 柱]						
		[施 策]						
	根拠法令等	条例・規則	[法令等名]	都市計画課法(第77条の2)、東京都台東区都市計画審議会条例				
	事業対象	都市計画に関係する区民や事業者・団体等						
	事業目的	都市計画法に基づき、都市計画審議会を設置し、区の都市計画行政の円滑な推進を図る						
	事業内容	都市計画を定める際に、各種行政機関や住民等の利害を調整し、更に利害関係人の権利、利益を保護する観点から都市計画法に基づき、調査審議を行う。審議される内容は、用途地域の見直し、道路や公園などの都市基盤整備、市街地再開発などで、区長からの諮問を受け審議する。審議会は、現在、学識経験者5名、区議会議員5名、関係行政機関2名、区民6名で構成される(計18名 条例では20名以内)						
委託の有無	なし	委託内容						
補助金の有無	なし							
事務事業の実績	種 別	指標の名称	(単位)	目標値 (30年度)	25年度	26年度	27年度	
	活動指標	開催回数	回	2	2	2	1	
		成果指標						
	決算額 (単位:千円)				392	395	177	
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			7,965	9,052	8,950	
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			96	100	50	
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			0	0	0	
		総経費			8,061	9,152	9,000	
	財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0	0	0	
		その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			0	0	0	
一般財源(区負担額)			8,061	9,152	9,000			
前回評価から改善した事項	なし							
評価の視点	評価	評価の理由						
	必要性	3	都市計画法の定めに従い開催するものである。					
	効率性	3	コストや効率性に大きな変化はない。					
	手段の適切性	4	審議会条例に基づき開催しており手段は適切である。					
	目的達成度	4	都市計画法の定めに従い開催し、円滑に運営している。					
[評価の理由] (区民生活への影響を十分考慮すること)				評価結果	今後の方向性	拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了		
審議会の形式・開催の有無など、法律の定めや行政上の必要にしたがって必然的に決まる部分が多く、改善や拡大・縮小の余地は少ない。					維持			